平成２８年（フ）第６９０号
神戸市兵庫区東柳原町２番１号ラインハイム303号室、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国安1094番地
破産者　水野　智文
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２７号
神戸市北区緑町４丁目３番４―22号
破産者　丹谷　敏夫
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８３号
広島市安佐南区祇園７丁目15番17―203号
破産者　高野　　実
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島141番地７
破産者　大塚　誉之
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
佐賀県伊万里市立花町3459番地３
破産者　前田　光男
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２３号
佐賀県伊万里市山代町峰5962番地
破産者　山浦　幸男
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６６号
大分県別府市大字北石垣1266番地の７　サンリットハウス101号
破産者　辻尾　　歩
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９号
北海道三笠市本郷町578番地９、開始決定時の住所北海道苫小牧市字植苗129番地の25
破産者　菊地　國恭
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７８号
北海道河東郡鹿追町笹川北11線10番地９、住民票上の住所北海道帯広市西16条南５丁目７番５号
破産者　三坂　敬一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
北海道帯広市東14条南４丁目１番地136
破産者　片山　智康
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
北海道帯広市西17条南34丁目１番地１　ナイン・サミッツＥ号室
破産者　野々村晃典
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
北海道帯広市西10条南28丁目４番地12　ルミエール412Ｅ号室
破産者　宮崎　雄二
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
秋田市新屋松美ガ丘北町15番５号
破産者　佐藤　鈴音
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９号
秋田市千秋矢留町10番22号
破産者　櫻田　巧子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８号
秋田県能代市上町８番24号　コーポバルセロナ６号
破産者　畠山　幸雄
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第５３号
秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字水沢61番地
破産者　銭谷富士子
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２１０号
埼玉県熊谷市柿沼87番地７、旧住所埼玉県熊谷市中央３丁目204番地　ハインツ・ユー309
破産者　濱野　　弘
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２２５号
横浜市都筑区北山田３丁目28番９―204号
破産者　鳥谷部　満
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４０号
富山市水橋町799番地
破産者　ヤマトこと　海老江將勝
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部